

## 所得課税証明書 郵便請求のしかた

### 【必要な書類等】

#### (1)申請書

- 便せんなどに以下①から⑤までの項目を記載したものでかまいません。
  - ①誰の所得課税証明書か(氏名・生年月日・現住所・むつ市在住時の住所)
  - ②証明書の年度・通数
  - ③申請者(氏名・生年月日・現住所・①との続柄)
  - ④日中連絡のとれる電話番号
  - ⑤使用目的

#### (2)委任状 ※申請書下部

- 申請者以外の証明書が必要な場合に、署名が必要です。
- 便せんなどに同内容を記載したものでかまいません。

#### (3)本人確認書類の写し

- 顔写真がない場合は2種類必要です。
  - ただし、現住所の記載がない場合、現住所の記載があるものも必要です。
- 〈1種類で確認できるもの〉
  - 個人番号カード(マイナンバーカード)、運転免許証、在留カード、障害者手帳、船員手帳、国家資格免許証(顔写真付き) など
- 〈2種類必要なもの〉
  - 健康保険証、介護保険証、キャッシュカード、通帳 など

#### (4)定額小為替または普通為替

- 手数料分の定額小為替または普通為替を、郵便局から購入してください。
- 購入後、何も記入せずに同封してください。

#### (5)返信用封筒

- 返信に必要な分の切手をあらかじめ貼ってください。
- 返信先をあらかじめ記入してください。
- レターパックも使用できます。

### 【所得課税証明書の記載内容等】

- ◇ 所得課税証明書には、所得金額や所得の種類、市県民税年税額、所得控除や税額控除の内訳、扶養人数等が記載されています。
- ◇ 所得は、該当年度の前年1月から12月までのものが記載されます。
  - 〔例〕令和7年度証明書に記載されるのは令和6年1月から12月までの所得
- ◇ 該当年度の1月1日時点住所地(原則として住民票登録地)で発行できます。
  - 〔例〕令和7年度証明書が必要な場合、令和7年1月1日にお住まいの市区町村
- ◇ 記載内容が不足した証明書交付防止のため、また、市外在住の場合は世帯状況の把握が難しいため、郵便請求では所得課税証明書のみを交付します。
  - 所得証明書や課税証明書など、一部項目のみが記載された証明書をご希望の場合にはお問い合わせください。
- ◇ 長期海外出張や亡くなったなどの理由により、証明対象者本人による委任状への署名が難しい場合にはお問い合わせください。

### 【送付先・お問い合わせ先】

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号  
むつ市役所 税務課 市民税グループ 所得課税証明書 担当  
(電話番号)0175-22-1111 内線2212～2217